

○熊本県男女共同参画推進条例（抜粋）

平成 13 年 12 月 20 日条例第 59 号

熊本県男女共同参画推進条例 1 をここに公布する。

熊本県男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 14 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第 15 条—第 24 条）

第 3 章 熊本県男女共同参画審議会（第 25 条—第 27 条）

第 4 章 雑則（第 28 条）

附則

第 3 章 熊本県男女共同参画審議会

（審議会の設置）

第 25 条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）男女共同参画計画の策定に関する事項

（2）第 23 条第 1 項の苦情の処理に関する事項

（3）県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項

（4）前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べるができる。

（組織）

第 26 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（専門部会）

第 27 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

○熊本県男女共同参画審議会規則

平成 14 年 3 月 29 日規則第 26 号
改正 平成 18 年 3 月 27 日規則第 14 号
平成 23 年 3 月 31 日規則第 23 号

熊本県男女共同参画審議会規則をここに公布する。

熊本県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県男女共同参画推進条例(平成 13 年熊本県条例第 59 号)第 28 条の規定に基づき、熊本県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。

2 専門部会に部会長を置く。

3 部会長は会長が指名する。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 27 日規則第 14 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 23 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。